

山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託仕様書

I 業務概要

1 業務委託名称

山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 適用

本仕様書は、山陽小野田市（以下「発注者」という。）が実施する本業務に係る基本設計・実施設計者選定に伴う発注者支援、基本設計・実施設計業務に伴う発注者支援、E C I方式による技術協力事業者選定支援及び施工業者契約支援において発注者を支援する本業務に適用するものとする。

3 本業務の実施上の留意事項等

- (1) 本業務を受託した者（以下「受注者」という。）は、山陽小型自動車競走場施設整備事業（以下「本事業」という。）に係る発注者の方針や意向を十分に理解して発注者を支援するものとする。
- (2) 受注者は、常に発注者を支援する立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の責務と捉え、本業務を遂行するとともに、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底するものとする。
- (3) 受注者は、履行期間中、良質かつ安定的な支援を継続するため、本業務に必要な専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置するものとする。
- (4) 受注者は、常に本事業の設計者及び施工予定者から完全に独立する立場を徹底するものとする。
- (5) 受注者は、本事業に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底するものとする。
- (6) 受注者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うものとする。
- (7) 受注者は、本業務の遂行に当たり、発注者の方針及び意向を踏まえ、発注者が必要な業務であると考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行するものとする。
- (8) 受注者は、本業務の遂行に当たり、第三者へ本業務の一部を再委託する場合、その内容が確認できるものを本市に提出し、承諾を得るものとする。
- (9) 受注者の負担する経費は、すべて当該委託料に含むものとする。
- (10) 受注者は、管理技術者と照査技術者を定めるものとする。

4 履行期間

業務委託契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

※履行期間については今後の業務の進捗により変更となる可能性がある。

5 対象事業の概要

(1) 事業名 山陽小型自動車競走場施設整備事業

※山陽小型自動車競走場施設調査及び基本構想策定業務報告書(以下「基本構想」という。)を参照するものとする。(基本構想が必要な場合は、実施要領に記載する担当課へ連絡すること)

(2) 発注方式は、E C I方式とする。

※設計業務は、プロポーザル方式による候補者選定を予定しており、基本設計・実施設計、その他調査業務等を一括発注する予定としている。

※技術協力業務は、プロポーザル方式による候補者選定を予定している。

(3) 建設場所 山陽小野田市大字埴生10700番地(山陽小型自動車競走場)

(4) 構造 基本設計により決定する。

(5) 規模(基本構想による想定)

ア メインスタンド 1, 800㎡ 設備等 400㎡

イ 選手宿舎・管理棟 4, 755㎡ 計6, 955㎡

(6) 概算事業費 約82億円(消費税及び地方消費税を含む)を想定

(7) 工程概要

令和9年度 設計者の選定、基本設計

令和10年度 技術協力事業者サウンディング調査及び選定、実施設計、並びに施工に関する価格交渉及び契約

令和11年度 工事

令和12年度 工事

令和13年度 工事

令和14年度 工事

令和15年度 工事

令和16年度 工事

令和17年度 工事

令和18年度 工事、竣工

※上記は予定であり、事業の進捗状況により変更になる可能性がある。

6 資料の貸与及び返却

(1) 発注者は、本業務の遂行に当たり、必要となる関係資料を受注者に貸与するものとする。

(2) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却するものとする。

(3) 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならないものとする。

7 成果物の提出及び検査

(1) 受注者は、本業務が完了したときは、成果物を提出し発注者の検査を受けるものとする。

(2) 受注者は、発注者が指示し、同意した場合には履行期間途中においても、成果

物の部分渡しをして、発注者の検査を受けるものとする。

- (3) 受注者は、成果物において使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、計算単位は計算法に定めるものとする。

8 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を、履行期間中及び完了後問わず第三者に漏らしてはならない。

II 業務仕様

本仕様書に記載のない事項については、業務委託契約書に基づき、発注者と受注者にて協議を行うものとする。なお、これらに記載のない事項であっても、本業務の性質上必要と思われるものについては、受注者の責任において完備しなければならない。

1 管理技術者等の資格及び実績要件

- (1) 管理技術者（受注者に所属するものに限る。）

CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクションマネージャー）又は一級建築士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

- (2) 各分野の主任担当者

ア 建築（総合）

CCMJ 又は一級建築士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

イ 建築（構造）

CCMJ、一級建築士又は構造設計建築士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

CCMJ、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

エ 機械設備（給排水衛生・空調管理）

CCMJ、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

オ 建築コスト管理

CCMJ、建築コスト管理士又は建築積算士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

カ 工事施工計画

CCMJ 又は一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者で、コンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

- (3) 兼務

管理技術者が各担当者を兼務することは認めない。なお、各分野主任担当者が本業務に支障をきたさない範囲において、電気設備主任担当者、機械設備主任担当者の兼務と建築コスト管理主任担当者、工事施工計画主任担当者を兼務することは認めるが、一人の主任担当者が建築コスト管理主任担当者と工事施工計画主任担当者の両方を兼務することは認めない。

2 業務提案

受注者は、山陽小型自動車競走場施設整備に係る発注者支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「本業務実施要領」という。）に基づき提出した業務実施体制により本業務を遂行すること。また、受注者は企画提案書、本仕様書や本業務実施要領等（以下「企画提案書等」という。）に基づいて本業務の遂行に務めること。なお、本業務の遂行に当たって、企画提案書等に問題がある場合は、改善案を提案し、発注者の承認を得て本業務を遂行すること。

3 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。ただし、企画提案書等に定めのない業務計画については、協議事項とし適宜追加するものとする。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 業務実施方針 | 本業務における実施方針 |
| (2) 業務工程 | 業務工程計画・打合せ計画の作成 |
| (3) 業務実施体制 | 業務全体の体制（体系図）、業務担当表、連絡体制（連絡先） |
| (4) 配置技術者名簿 | 担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験 |
| (5) 協議事項 | 本業務遂行に必要と思われる事項 |

4 業務実施体制

本業務実施要領に基づき提出された配置予定の管理技術者及び主任担当者の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、変更理由と変更する者が同等以上の技術を有していることについて、発注者から承認を得なければならない。

III 業務委託内容

本業務に関する下記の業務を行うものとする。

1 業務内容

受注者は、本事業に係る基本構想及び発注者が示す要求を踏まえ、基本設計・実施設計者選定に伴う発注者支援、基本設計・実施設計業務に伴う発注者支援、E C I 方式による技術協力事業者選定支援及び施工業者契約支援の各段階において発注者の支援を以下に基づいて行うこと。

- (1) 共通事項

ア 発注者の支援に当たり、設計者及びE C I方式による技術協力事業者（以下「関係事業者」という。）選定支援の業務について、疑義があると受注者が判断したときは、発注者の指示に従い関係事業者に改善・修正を依頼するものとする。

イ 関係事業者が依頼に応じないときは、その旨を発注者に報告し、発注者から依頼されたときは、対応策について助言を行うものとする。

（2）業務全般

ア 本業務の遂行に当たり、伝達、記録及び保存の対象となる情報を定め、それらの方法について提案することものとする。

イ 発注者との協議において、決定した方法に従い、情報の管理、更新及び運営を行う。

ウ 各業務における設計会議及び工程会議などの各種会議体について、会議の目的に応じた主催者、参加者及び頻度等を提案するものとする。

エ 受注者は、発注者からの要請があるときは、各種会議体の出席者又は事務局の一員として会議体に参加し、技術的中立性のもと発注者の支援を行うものとする。

オ 受注者は、必要に応じて発注者へ各種会議体の協議事項について助言を行うものとする。

（3）発注・契約支援業務

本事業において、設計者及び施工予定者を選定するための支援（実施要領及び仕様書案の作成、課題の整理並びに選定資料案に関する修正案の作成等）、候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の事務局運営及び施工業者契約支援を行うものとする。

ア 設計者選定支援及びE C I方式による技術協力事業者選定支援

(ア) 本事業の実施要領案及び設計等業務仕様書案（仕様、コスト、スケジュール、品質、特殊仕様等）を作成し、基本計画等から明らかに逸脱していないかを確認し、その結果を発注者に報告するものとする。

また、本事業の実施要領案と設計等業務仕様書案の修正内容を踏まえ、設計等候補者選定資料案（本事業の実施要領案、業務仕様書案、評価基準案、契約書案等）の修正案の作成を支援するものとする。

(イ) 発注者が行う公告内容について助言するものとする。

(ウ) 提案者からの質問に対し、回答案の作成などの支援を行うものとする。

イ 選定委員会事務局の運営支援

(ア) 事務局として選定委員会へ出席するとともに、議事録等の作成を支援するものとする。

(イ) 選定委員会で承認された評価基準に基づき、提案者の実績、資格評価資料案の作成及び技術提案の比較資料など、選定委員会に係る資料等の作成を支援するものとする。

(ウ) 提案者のプレゼンテーションを実施する場合、事務局としてプレゼンテーションの運営を支援するとともに、議事録等の作成を支援するものとする。

ウ 施工業者契約支援

- (ア) 施工者に対して、発注者と協力してサウンディング調査を行うものとする。
- (イ) 技術協力事業者（施工予定者）から提示される工事費（見積書）の内容を確認し、妥当性の確認を支援するものとする。
- (ウ) 市場状況を勘案し、実施設計段階において、更新した工事発注計画における発注区分に関する変更の必要性を発注者に報告するものとする。なお、変更の必要がある場合は、修正案を作成するとともに発注者へ提案を行い、発注者が確認した後に、必要に応じて実施設計図書の変更を設計者に依頼するものとする。
- (エ) 発注者と技術協力事業者（施工予定者）との円滑な工事契約締結に向けた交渉及び協議の支援をするものとする。

(4) 基本設計・実施設計発注者支援業務

基本構想その他発注者が指示する資料又は各種会議体などでの決定事項に基づき、設計者が行う設計内容について、設計会議体に参加して得た情報及び設計図書の確認等を通じて、発注者が求める山陽小野田市小型自動車競走場としての性能、機能及び品質が確保されているものであるかを第三者の立場で確認するとともに評価し発注者に助言を行うものとする。

ア 基本設計及び実施設計開始段階における設計者との協議・調整等

- (ア) 設計者に各設計スケジュールの作成を依頼し、その各設計スケジュールを基に設計者と協議を行い、その結果を発注者に報告するものとする。
- (イ) 設計者に各設計計画書の作成を依頼し、その各設計方針を本事業の内容と比較し、その結果を発注者に報告するものとする。

イ 基本設計及び実施設計の内容確認

- (ア) 各設計の進捗状況について、設計者から随時報告を受け、その内容が発注者に報告するものとする。
- (イ) 各設計期間中、各設計内容及び技術協力事業者からの提案内容が、発注者の要求（施工性、コスト、スケジュール及び品質等）から明らかに逸脱することがないように、継続的に確認し、その結果を発注者に報告するものとする。
- (ウ) 各設計の内容が、概ね確定した時点で関係事業者と協議を行い、施工スケジュール案を更新し、発注者に報告するものとする。なお、発注者から指示があるときは、設計者等にスケジュールの修正及び更新を指示するものとする。
- (エ) 関係事業者から提出された工事費見積書について、各設計図書との整合性を精査するとともに、工事予算額との比較検討を行い、その結果を発注者に報告するものとする。
- (オ) 関係事業者から提出された技術提案書及びVE（バリューエンジニアリング）提案書について、発注者の要求水準との整合性を精査し、その結果を発注者に報告するものとする。
- (カ) 各設計図書及び関連する成果品の内容について、発注者の要求水準から明らかに逸脱するものでないかを確認し、その結果を発注者に報告するものとする。

する。

(キ) 発注者がホームページ等で公表する設計内容に関し、助言を行うものとする。また、住民説明会や庁内説明等の開催について、運営支援を行うものとする。

ウ 什器、備品、特殊機器及びICT（情報通信機器）など付帯設備への対応

(ア) 電話設備、防災設備及びセキュリティ設備（ITV、入退室管理、機械警備等）等の付帯設備の仕様や設置について、建物要求事項への反映状況を精査し、結果を発注者に報告するものとする。なお、発注者から指示があるときは、設計者と協議し、設計の修正及び更新を依頼するものとする。

(イ) 市民が利用するエリアにおいて、新しく調達を考えている什器及び備品等の仕様並びに設置位置については、発注者と協議の上、設計者に調整を依頼し、結果を発注者に報告するものとする。なお、発注者からの指示があるときは、設計者と協議し、設計の変更及び更新を依頼するものとする。

2 業務報告及び報告資料等の取りまとめ方法

業務報告、報告資料等の取りまとめ方法は以下のとおりとする。

(1) 打合せ及び記録

受注者が出席し、打合せ及び協議等を行った会議体については、速やかに会議録を作成若しくは他の出席者が作成した会議録を調整し、次回打合せ時までには検討を行った結果に関する資料等（他の出席者が作成した会議録を調整したものを含む。）を添えて発注者に提示した後、わかりやすく分類するとともに一元管理するものとする。なお、定例打合せ（場合によってはWeb会議等による打合せも可とする。）は2週間に1回程度を基本とするものとする。

(2) 計画書・報告書等

受注者が作成若しくは他の関係者が作成した計画書及び報告書等を調整したものを検討し、経緯がわかるように整理し、一元管理するものとする。

(3) 情報の取り扱い等

受注者は、本業務の遂行に当たり、発注者が所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性及び可能性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩することや本業務の目的以外に使用することのないよう関係者全員に徹底するものとする。また、個人情報の取扱いについても関係諸法令及び関連条例等を遵守し、適切に保護するものとする。

(4) 業務報告

履行期間中の発注者の指定した時期に、本事業進捗状況その他指定内容についてとりまとめて報告するものとする。

ア 定期報告

(ア) 業務結果報告

(イ) 各種会議及び打合せ検討結果（資料は変更内容を明確に示すものとする。）

(ウ) 事業進捗状況（各事業及び全体事業のスケジュール並びにクリティカルパ

スの表示)

- (エ) 業務計画
- (オ) その他事業費概算等各種説明資料（指定時のみ）

イ 報告仕様

- (ア) 定期報告（資料は、原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）縦にまとめ左綴じとしたものとする）
- (イ) 上記の電子ファイル（月間報告はメールによるものとする）
- (ウ) 指定時のみ会議及び説明用ファイル（Microsoft PowerPointで表示可能なものとする）

IV 提出書類等

1 成果品及び提出部数

(1) 成果品全般

ア 文書表記は12ポイント以上を原則とするものとする。ただし、図面内に表記されている画像処置された文字等については、読み取れば可とするものとする。

イ 成果物の名称及び内容は、発注者及び受注者の事前協議により詳細を決定するものとする。

(2) 成果物

ア 発注・契約支援業務

(ア) 業務計画書（A4縦・A4ファイル綴じ1部及び電子データ1式）

- ・業務実施方針
- ・業務工程
- ・業務実施体制
- ・配置技術者名簿
- ・協議事項

(イ) 業務報告書（A4縦・A4ファイル綴じ1部及び電子データ1式）

- ・業務実施概要
- ・業務報告
- ・打合せ・会議記録（資料含む）
- ・庁内等説明用資料
- ・その他報告資料等

(ウ) 発注契約支援業務（A4縦・A4ファイル綴じ1部及び電子データ1式）

- ・業務実施概要
- ・要求事項
- ・発注資料（実施要領等及び選定関連書類）
- ・評価基準、選定プロセス及び選定委員会議事録
- ・契約資料

（設計契約及びECI方式による技術協力事業者契約・施工業者契約関連書類）

- ・選定結果まとめ
- ・庁内等説明用資料
- ・その他報告資料等

イ 基本設計・実施設計支援業務

- (ア) 業務計画書（A 4 縦・A 4 ファイル綴じ1部及び電子データ1式）
 - ・内容は、IV 1（2）ア(ア)に準じるものとする。
- (イ) 業務報告書（A 4 縦・A 4 ファイル綴じ1部及び電子データ1式）
 - ・内容は、IV 1（2）ア(イ)に準じるものとする。

V 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。なお、提出されたデータについては山陽小型自動車競走場施設等の保守点検及び改修に係る業者等に貸与し、設計等の際に使用できるものとする。

VI その他

本仕様書に記載されていない事項は、日本コンストラクション・マネジメント協会発行の「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書」によるものを基本とし、発注者及び受注者で協議し決定するものとする。なお、これらに記載のない事項であっても、本業務の性質上必要と思われるものについては、受注者の責任において完備しなければならないものとする。